



SOMPO
ホールディングス

保険の先へ、挑む。

損保ジャパン日本興亜

平成29年1月改定

『ほ～むジャパン』『る～むジャパン』の満期を迎えるお客さまへ 個人用火災総合保険 改定のご案内

商品名称の変更

平成26年7月から、以下のとおり商品名称の変更を行いました。

改定前



改定後



主な改定内容

主な改定内容の項目は以下のとおりです。

それぞれの内容につきましては、裏面以降をご覧ください。

	改定時期	THE 住まいの保険	THE 家財の保険
補償・サービス 内容の充実	① 借家人賠償責任の補償内容の拡大	平成26年7月1日	—
	② 修理費用の補償内容の拡大	平成26年7月1日	—
	③ 同居人が居住する場合の被保険者に関する特約のご案内	平成26年7月1日	—
	④ 建物電気的・機械的事故特約における対象設備の拡大	平成26年7月1日	○
	⑤ 施設賠償責任特約における昇降機の補償対象化	平成26年7月1日	○
	⑥ 個人賠償責任特約の改定	平成26年7月1日	○
	⑦ 付帯サービスの内容拡充	平成26年7月1日	○
	⑧ 事故再発防止等費用特約のおすすめ	平成26年7月1日	○
	⑨ 復旧できない場合などに自己負担額を差し引かない対応を実施(建物のみ)	平成26年7月1日	○
	⑩ Web 約款の導入	平成27年10月1日	○
	⑪ 借家人賠償責任総合包括契約に関する特約の新設	平成27年10月1日	○
	⑫ 個人賠償責任特約等における被保険者範囲の拡大	平成29年1月1日	○
お客さまの ご選択の 幅の拡大	⑬ 自己負担額のご選択の幅の拡大	平成27年10月1日	○
	⑭ 特約の保険期間に関する改定	平成27年10月1日	○
	⑮ 臨時費用保険金限定特約の新設	平成27年10月1日	○
	⑯ 水災支払方法縮小特約の新設	平成27年10月1日	○

(注)地震保険についても改定がございます。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

① 借家人賠償責任の補償内容の拡大

「THE 家財の保険」に自動セットされます

借家人賠償責任補償は貸主(大家さん)に対する法律上の損害賠償に備える補償です。

改定により補償対象となる事故の範囲を拡大し、これまでよりも補償内容の充実を図っています。

改定前



火災・破裂・爆発・水濡れ、盗難の事故により、借用戸室が損壊した場合において、被保険者である借用戸室の入居者が貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任を補償します。

改定後



左記の事故だけではなく、偶然な事故により、借用戸室が損壊した場合において、被保険者である借用戸室の入居者が貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任を補償します。

(注)平成29年1月1日から、被保険者の範囲が改定されております。後記⑫をご確認ください。

② 修理費用の補償内容の拡大

ご希望により「THE 家財の保険」にセットできます

修理費用補償は借用戸室の修理にあたって負担した費用を補償します。

改定により補償対象となる事故の範囲を拡大し、これまでよりも補償内容の充実を図っています。

ただし、自己負担額3,000円を設定していますので、保険金お支払い時には自己負担額が差し引かれます。

改定前



次の事故により借用戸室に損害が生じ被保険者である入居者が貸主との契約に基づいて修理した場合の修理費用を補償します。

(注)修理費用の補償セットは任意のため、補償がセットされていない場合もございます。現在のご契約内容をご確認ください。

事故

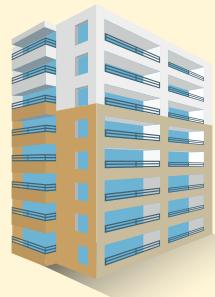
- ◇火災 ◇落雷 ◇破裂・爆発
- ◇風災、雹災、雪災
- ◇建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など
- ◇水濡れ ◇盗難
- ◇騒擾・集団行動等に伴う暴力行為
- ◇専用水道管の凍結

自己負担額なし

改定後



左記の事故だけではなく、偶然な事故により借用戸室に損害が生じ被保険者である入居者が貸主との契約に基づきまたは緊急的*に自己の費用で修理した場合の修理費用を補償します。



自己負担額 3,000円

③ 同居人が居住する場合の被保険者に関する特約のご案内

「THE 家財の保険」に自動セットされます

借用戸室に居住している同居人*がいる場合、「THE 家財の保険」の被保険者が所有する家財だけではなく、同居人*の家財も含めて補償できる特約です。

例えばルームシェアをされている場合などであっても、同居人*の家財も1つの契約で補償することができることから、お客様にとって、より便利な保険になっております。

*保険証券記載の被保険者と同居する方をいい、保険証券記載の建物の賃貸借契約における借主または同居人に該当する方にかぎります。

(注1)借家人賠償責任補償はもちろん、修理費用補償、個人賠償責任特約、事故再発防止等費用特約、類焼損害特約、携行品損害特約をセットした場合は、これらの被保険者にも同居人が含まれます。

詳細につきましては、「THE 家財の保険」の「ご契約のしおり」またはパンフレットをご確認ください。

(注2)この特約をセットすることによる追加保険料はありません。

(注3)平成29年1月1日から、被保険者の範囲が改定されております。後記⑫をご確認ください。

④ 建物電気的・機械的事故特約における対象設備の拡大

ご希望により「THE すまいの保険」にセットできます

保険の対象である建物に付加された空調設備、電気設備、給排水・衛生設備、消火設備、昇降設備、厨房機械設備、駐車機械設備などについて、電気的・機械的事故により損害が生じた場合に補償します。

昨今の住宅設備の多様化に対応するために、補償対象となる設備の対象範囲を拡大しています。

改定前



設備名称

- 空調設備、電気設備、昇降設備
- 給排水・衛生、消火設備

- その他の設備等
- その他で保険証券に記載したもの

改定後



- 空調設備、電気設備、昇降設備
- 給排水・衛生、消火設備
- 窓拭き用ゴンドラ設備、回転展望台設備
- エア・シューター設備
- ネオンサイン設備、厨房機械設備
- 駐車機械設備・駐輪場機械設備、洗濯機械設備
- ボイラおよびボイラ付属設備
- 燃料設備、エア供給・ガス供給設備
- 蒸気タービン
- その他の設備等
- その他で保険証券に記載したもの

⑤ 施設賠償責任特約における昇降機の補償対象化

ご希望により「THE すまいの保険」にセットできます

施設賠償責任特約の補償対象に、昇降機(エレベーターやエスカレーターをいいます。)の所有・使用・管理に起因する事故を追加し、補償を拡大しています。

改定前



昇降機の所有・使用・管理に起因する事故は
補償対象外

改定後



昇降機の所有・使用・管理に起因する事故についても
補償対象

⑥ 個人賠償責任特約の改定

ご希望により「THE すまいの保険」「THE 家財の保険」にセットできます

個人賠償責任特約は、日常生活において、お客さまご自身またはご家族の方が他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。マンションで漏水事故が増えておりますが、マンションにお住まいの方が階下へ漏水事故を起こしてしまった場合の法律上の損害賠償責任を補償するのも個人賠償責任特約です。また、近年では自転車運転中の事故が社会問題となっていますが、自転車の運転中に、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりした場合の法律上の損害賠償責任を補償することもできます。

(注)火災保険の他、自動車保険や傷害保険などで、この補償と同種の損害賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。

改定前



補償範囲:国内外補償
示談交渉サービス:なし

住宅の所有・使用・管理に起因する事故は
記名被保険者の居住の用に供する住宅のみが対象

補償対象となる船舶および車両は、主たる原動力が人力であるもの

【被保険者の範囲】

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の配偶者
- ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子*

*婚姻歴がない方にかぎります。

改定後



補償範囲:国内外補償
示談交渉サービス:あり(国内のみ)

住宅の所有・使用・管理に起因する事故は被保険者の居住の用に供する住宅または保険証券記載の建物が対象

補償対象となる船舶および車両は、主たる原動力が人力であるものの、ゴルフ場敷地内のゴルフ・カートおよび原動機を用いる身体障がい者用の車いすまたは歩行補助車

【被保険者の範囲】

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の配偶者
- ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子*
- ⑤②から④までのいずれにも該当しない記名被保険者の親権者・法定の監督義務者**

*1 婚姻歴がない方にかぎります。

*2 記名被保険者が未成年の場合で、その方に関する事故にかぎります。

(注)平成29年1月1日から、被保険者の範囲が改定されております。後記
⑫をご確認ください。

⑦ 付帯サービスの内容拡充

「THE すまいの保険」「THE 家財の保険」にご加入のお客さまにご利用いただけます

「THE すまいの保険」「THE 家財の保険」に無料で付帯されるサービスに新たなサービスメニューを追加しました。
(注)ただし、総括契約に関する特約がセットされたご契約は、引き続きサービスの対象外となります。

改定前(水・かぎ レスキュー隊)



サービス内容

- 水まわりのトラブル・駆けつけサービス
- かぎのトラブル・駆けつけサービス

改定後(すまいとくらしのアシスタントダイヤル)



- 水まわりのトラブル応急サービス
- かぎのトラブル応急サービス
- 防犯機能アップ応援サービス
- 住宅相談サービス(原則予約制)
- 法律相談サービス(原則予約制)
- 税務相談サービス(原則予約制)
- 健康・医療相談サービス
- 介護関連相談サービス

⑧ 事故再発防止等費用特約のおすすめ

事故の再発に対する備えを充実させたいお客さまへ

火災、落雷、破裂・爆発の事故または盗難^{※1}の事故により損害保険金^{※2}をお支払いする場合で、その事故の再発防止等のために支出した有益な費用^{※3}に対して保険金をお支払いします。なお、事故再発防止策については損保ジャパン日本興亜が提供する事故再発防止メニューをご利用いただけます。

ご利用の際は、メニューの手配から費用のお支払いまで、専用デスクが行います。

※1 通貨等、預貯金証書等のみの盗難は含みません。

※2 火災、落雷、破裂・爆発または盗難の事故による営業用什器・備品等損害特約および商品・製品等損害特約の保険金を含みます。(これらの特約がセットされている場合にかぎります。)

※3 被保険者が負担した費用に対して、事故再発防止等費用保険金をお支払いします。

(注)保険金額:1回の事故につき、20万円を限度とします。

セットできるプラン



ベーシック(I型)

ベーシック(I型)水災なし

ベーシック(II型)

ベーシック(II型)水災なし

例えば…

**火災の事故の再発防止のために
「見廻りサービス」を利用!**

例えば…

**盗難の事故の再発防止のために
「防犯ガラス・フィルム」を設置!**

(注)お支払い対象となる費用の一覧などの詳細は、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトでご覧いただけます。

⑨ 復旧できない場合などに自己負担額を差し引かない対応を実施(建物のみ)

改定前



損害の程度に関わらず「損害の額」から「自己負担額」を差し引いて損害保険金をお支払いします。

改定後



全焼等により建物が復旧できない場合、自己負担額を差し引かずに損害保険金をお支払いします。

⑩ Web約款の導入

「THE すまいの保険」「THE 家財の保険」でご選択いただけます

Web約款

Web約款（「約款」の送付を省略するペーパーレスの方式）をご選択いただいた場合、損保ジャパン日本興亜の公式ウェブサイトのトップページにある「Web約款」ボタンから約款をご覧いただけます。

（注）Web約款をご選択いただいた場合は、損保ジャパン日本興亜が日本各地の希少生物種を救う環境保全活動に寄付を行うなど、自然環境保全や次世代教育などを通じた持続可能な社会の実現に向けた取組みを実施します。

⑪ 借家人賠償責任総合包括契約に関する特約の新設

ご希望により「THE すまいの保険」にセットできます

サービス付き高齢者向け住宅や、マンションなどの賃貸建物の入居者の借家人賠償責任、修理費用を包括して補償できる特約です。

賃貸建物のオーナーさまの火災保険の補償内容にかかわらず、不測かつ突発的な事故を含む偶然な事故を補償します。

賃貸建物のオーナーさまのニーズ

- 全ての入居者に、漏れなく借家人賠償責任補償がセットされた火災保険に加入してほしい。
- 入居者の火災保険の管理を効率化したい。

本特約を
セットすると

- 全ての入居者を包括して借家人賠償責任を補償できるため、補償漏れの心配がありません！
- 特約の被保険者を特定する必要がないため、管理が楽になります！

（注）平成29年1月1日から、被保険者の範囲が改定されております。
下記⑫をご確認ください。

⑫ 個人賠償責任特約等における被保険者範囲の拡大

「THE すまいの保険」「THE 家財の保険」で自動的に拡大されます

個人賠償責任特約等の被保険者が例えば認知症患者等で、責任無能力者であった場合に、その方の監督義務者が損害賠償責任を負担するケースに対応するため、被保険者に「責任無能力者の監督義務者等※1」を追加する改定を行います。改定する主な特約等は以下のとおりです。

THE すまいの保険 THE 家財の保険

- ・個人賠償責任特約

THE すまいの保険

- ・個人賠償責任特約包括契約に関する特約
- ・借家人賠償責任総合包括契約に関する特約

THE 家財の保険

- ・借家人賠償責任条項※2

- ・同居人が居住する場合の被保険者に関する特約※3

※1 法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する者（被保険者の親族にかぎります。）とします。

※2 借家人賠償責任において被保険者が未成年者である場合、その方の親権者や監督義務者等※1も合わせて被保険者に追加されました。

※3 同居人が責任無能力者であった場合について、個人賠償責任特約・借家人賠償責任条項を対象に、被保険者の範囲を拡大します。

⑬ 自己負担額のご選択の幅の拡大

ベーシック型※1において、臨時費用保険金なしを選択した場合でも、自己負担額0円または1万円の選択が可能となりました。

改定前

ほ～む ジャパン[®] る～む ジャパン[®]

ベーシック型※1かつ臨時費用保険金なしの場合

自己負担額 **3万円** | **5万円** | **10万円**
のご選択が可能

改定後

THE すまいの保険 THE 家財の保険

ベーシック型※1かつ臨時費用保険金なしの場合

自己負担額 **0円^{※2}** | **1万円** | **3万円** | **5万円** | **10万円**
のご選択が可能

※1 契約プランの型をいい、ベーシック（I型）、ベーシック（I型）水災なし、ベーシック（II型）、ベーシック（II型）水災なしをいいます。

※2 自己負担額0円を選択した場合でも不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）の自己負担額は1万円になります。

14 特約の保険期間に関する改定

以下の特約が全ての保険期間にセット可能となりました。

改定前



改定後



- ・携行品損害特約
- ・営業用什器・備品等損害特約
- ・商品・製品等損害特約
- ・家賃収入特約
- ・個人賠償責任特約包括契約に関する特約
- ・施設賠償責任特約
- ・法人等契約の被保険者に関する特約(除く総括契約)
- ・事故再発防止等費用特約

保険期間が5年以下の場合にセット可能

全ての保険期間でセット可能

15 臨時費用保険金限定特約の新設

ご希望により「THEスマートな保険」にセットできます

臨時費用保険金をお支払いする事故を、火災、落雷、破裂または爆発に限定する特約です。事故の種類と臨時費用保険金のお支払い有無は、それぞれ下表のとおりです。なお、臨時費用保険金は、損害保険金にご選択いただいた支払割合を乗じた額をお支払いします。

事故の種類	臨時費用保険金	臨時費用保険金 + 臨時費用保険金 限定特約
火災、落雷、破裂・爆発	◎	◎
風災、雹災、雪災	◎	×
水災	○	×
建物外部からの物体の落下、飛来、衝突など 漏水などによる水濡れ 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為 盗難による盗取・損傷・汚損 不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	○	×
	○	×

- ◎…臨時費用保険金をお支払いします。
- …選択した契約プランで補償される事故の場合には、臨時費用保険金をお支払いします。
- ×…臨時費用保険金をお支払いしません。

16 水災支払方法縮小特約の新設

ご希望により「THEスマートな保険」にセットできます

水災の損害保険金の支払方法を「実損払」から「損害割合に応じた3段階払」に縮小する特約です。



- 「THEスマートな保険」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。
- 「THE 家財の保険」は、賃貸住宅内収容家財一式を対象とした契約に借家人賠償責任補償をセットした「個人用火災総合保険(賃貸住宅内収容家財)」のペットネームです。
- このチラシは「個人用火災総合保険」の改定概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」またはパンフレットをご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

お問い合わせ先



SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

Tel:03-3349-3111

〈公式ウェブサイト〉 <http://www.sjnk.co.jp/>